

寺畑地区公共残土処理場の設置について（お知らせ）

令和6年4月
下 関 市

建設発生土の取扱いについては、残土の発生抑制に努めることを基本方針とし、やむを得ず残土が発生する場合は、令和5年10月1日より、原則として指定処分として処理することとしています。

このたび、指定処分先として、下記の処理場を公共残土処理場として指定しましたのでお知らせします。

1 処理場の名称、場所、管理者

名 称：寺畑地区公共残土処理場
場 所：下関市豊北町大字北宇賀 地内
管理者：豊北町建設協同組合

2 処理単価

¥1,690円/m³（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
※この処理単価には、捨土整正費用を含む。

3 受入対象地区

豊北町から発生した建設残土を受入れ対象とする。
ただし、災害発生時等においては市内全域を対象とすることができる。

4 実施方法

使用する場合は、使用開始までに「建設残土処理通知書」（別紙1）により管理者に通知すること。

5 その他

使用の際には管理者の指示に従い、周辺地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう注意し、事故等の防止に努めること。

6 実施時期

令和6年4月1日以降から適用する。
また、現在施工中や入札公告中の工事について対応可能なものにも適用する。

位置図



寺畑地区公共残土処理場